

北海道労働局からのお知らせ(01)

お送りしました労働保険料・一般拠出金申告書は、6月1日から7月12日までに申告・納付をしていただくことになっております。現在事業を廃止、休業している場合でも労働保険の廃止等の届出をしていなければ、毎年手続きが必要です。

下記提出先の他、一部地域において特設窓口を設置しますが(裏面参照)、**電子申請や郵送による提出につきまして積極的な御協力をお願いいたします。**

◆申告書の提出先(下記のとおり申告書の種類によって異なります)

	申告書の提出と同時に保険料を納付する場合	申告書のみを提出する場合(郵送可※3) (別途納付する場合、口座振替等)
緑色の封筒(黒色と赤色で印刷された申告書) 【所掌1】	金融機関(※1) 各労働基準監督署 北海道労働局	各労働基準監督署 北海道労働局
青色の封筒(ふじ色と赤色で印刷された申告書) 【所掌3】	金融機関(※1) 北海道労働局 (※2)	北海道労働局 各ハローワーク 各労働基準監督署

所在地等詳細は、北海道労働局ホームページ(「北海道労働局」で検索)でご確認ください。

※1 金融機関でも申告書を受け付けます。

ただし、申告書と納付書(領収済通知書)を切り離してしまうと、労働保険料等は納付できませんが、申告書は返却されますので、ミシン目で切り離さず、つなげた状態のまま金融機関へ持参してください。

なお、金額を訂正した納付書は使用できませんので、最寄りの監督署・ハローワーク、労働局にお問い合わせ願います。

※2 各労働基準監督署では【所掌3:青色の封筒で届いた申告書】の保険料を納付することができませんのでご注意ください。

※3 郵送にて提出する時は事業主控と納付書を切り離し、提出用のみ送って下さい。

事業主控に受領印が必要な場合は、事業主控と返信用封筒(切手貼付)を同封して下さい。

労働保険料算定基礎調査へのご協力について

北海道労働局および労働基準監督署では、労働保険料の公平負担の確保のため、年間を通じて訪問、郵送でのやり取り、または来庁いただいて労働保険料の算定基礎調査を実施しております。調査の対象事業場となった場合にはご協力をお願いいたします。

封筒の宛名としてご使用ください。→

〒060-8566 札幌市北区北8条西2-1-1
札幌第1合同庁舎8F
北海道労働局総務部労働保険徴収課 行
「年度更新申告書在中」

年度更新に関する特設窓口

地区	開設日	開設時間	開設場所
北見	6月22日	10:00～15:00	網走公共職業安定所 2階会議室 網走市大曲1丁目1-3
	6月23日	10:30～14:30	斜里町公民館ゆめホール知床 会議室2 斜里郡斜里町本町4番地
	6月24日	10:30～15:00	北見公共職業安定所遠軽出張所 2階会議室 紋別郡遠軽町1条通北4丁目1-5
稚内	6月17日	10:00～13:00	稚内公共職業安定所(おしお) 稚内市4丁目7227番地の2
	6月24日	11:00～15:00	稚内公共職業安定所 稚内市590番地1
浦河	7月6日	10:00～15:00	浦河公共職業安定所 F研修室 浦河町静内古川町1丁目1番2号

中止

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により特設窓口を中止とする場合がございます。北海道労働局ホームページ等によりご確認ください。

労働局・各監督署・各ハローワークでも通常どおり受付しております。

期限（令和3年度は7月12日（月））までに提出して下さい。

また、電子申請や郵送による提出につきまして、積極的な御協力をお願いいたします。

◆電子申請のご案内

労働保険年度更新の電子申請にGビズIDが利用できるようになります。

【今まで】労働保険年度更新の電子申請には電子証明書が必要

↓

【令和3年度年度更新から】

無料で取得可能なID・パスワード（GビズID）で電子証明書がなくても労働保険年度更新の電子申請が可能になります。

詳しくはGビズIDホームページ（「GビズID」で検索）をご覧ください。

◆労働保険料口座振替のご案内

労働保険料および一般拠出金の納付には口座振替が利用できます。

- ・金融機関へ行く手間や待ち時間を解消
- ・納付忘れや遅れがなくなる
- ・手数料はかかりません
- ・保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます

詳しくは北海道労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。